

防衛監察本部達第14号

防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第28条の規定に基づき、防衛監察本部会計監査規則を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部会計監査規則

改正 平成23年4月 1日達第2号

改正 平成30年3月30日達第3号

（目的）

第1条 この達は、防衛監察本部の会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び範囲）

第2条 監査とは、防衛監察本部の会計経理について、その実態を把握し、適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、もって、業務の改善及び能率の増進に寄与することを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、書面監査及び実地監査とする。

2 書面監査は、会計検査院等へ提出する書類について行う監査をいう。

3 実地監査は、直接現場において業務運営の実情に対して行う監査をいう。

4 実地監査を定期監査と臨時監査に分ける。

5 定期監査は、防衛監察監が定める年度監査計画に基づき、原則として毎年度1回以上行う監査をいう。

(監査官)

第4条 監査官は、統括監察官付第1監察班及び第6監察班の職員並びに統括監察官が臨時に指定する職員をもって充てるものとする。

2 監査官は、監査に必要な技術、知識及び経験を有するものでなければならない。

(統括監察官の権限と責任)

第5条 統括監察官は監査官を指揮監督して監査を実施するとともに、その結果について防衛監察監に対し必

要な意見具申を行う。

2 統括監察官は、監査の結果、重要と認める事項については、速やかに副監察監を経て、防衛監察監に報告するものとする。

3 統括監察官は、監査の結果必要な意見を表明し、又は、直ちに処置又は是正を必要と認める事項については、当該事項を所掌する副監察監及び総務課長（以下「副監察監等」という。）に直接その処置及び是正について勧告することができる。

（監査官の権限）

第6条 監査官は監査上必要な諸帳簿、証拠書類、報告書等を提示させて精査するとともに、必要な場合は、関係職員に説明を求めることができる。

2 定期監査及び臨時監査において、統括監察官が指定した監査官は金庫の検査を行う。

（監査官の責任）

第7条 監査官は、関係法令、命令等に基づき、厳正かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 監査官は、監査の結果又は監査のために知り得た事項を保持しなければならない。

(監査報告書)

第8条 統括監察官は、実地監査が終了した場合は、遅滞なく別記様式による監査報告書により、順序を経て防衛監察監に報告するものとする。

2 防衛監察監は前項の報告を受けたときは、その概要を年度ごとに取りまとめ、防衛大臣に報告しなければならない。

(監査結果に基づく処置)

第9条 統括監察官は監査の結果、是正改善を要すると認める事項については、当該事項を所掌する副監察監等に対し書面を持って通知するものとする。

2 副監察監等は前項の通知を受理したときは、指摘された事項については是正改善の処置を執るとともに、その処置状況を速やかに回答しなければならない。

(委任規定)

第10条 この達に定めるもののほか、事務の細目につ

いては、統括監察官が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日達第2号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日達第3号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。